中核的労働要求事項に関する方針声明

当社は、国際労働機関(ILO)の労働における基本的原則および権利に関する宣言に基づき、 中核的労働要求事項に定められた事項を尊重、実現するために以下の方針を表明します。

1. 児童労働の禁止

法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の禁止

いかなる就労形態においても、不当な労働を強制しません。

3. 雇用及び職業における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいなどによる差別、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど、人権を無視する行為は行いません。

4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

労使間で円滑な意思疎通を図り、規則に基づき、団体交渉に参加する権利ならびに結社の自由を尊重します。

2022年4月1日 東洋紙業株式会社 代表取締役社長 小川 淳